

指定 ユニット型介護老人福祉施設ハピネス五戸 運営規程

(趣旨)

第 1 条 社会福祉法人ファミリーが開設する指定介護老人福祉施設（以下『介護老人福祉施設』という）のハピネス五戸の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第 2 条 要介護（以下『入居者』という）の認定を受けた方に対し、適正なユニット型介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 運営の方針は次の通りとする。

- (1) 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の生活と入居後の生活が継続したものになるよう配慮しながら、各ユニットに於いて入居者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むように支援する。
- (2) 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。
- (3) 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- (4) 入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体勢の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (5) サービスの提供にあたってはその提供方法について理解しやすいように説明を行う。
- (6) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供を行う。

(名称及び所在地)

第 4 条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 ハピネス五戸
- (2) 所在地 青森県三戸郡五戸町姥堤 34 番 1

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1 人（常勤・兼務）
管理者は、施設の従業員及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 2 人以上（非常勤・兼務）
医療に関する業務
- (3) 生活相談員 1 人以上（常勤・兼務）
日常生活の相談・指導業務
- (4) 介護職員 16 人以上（常勤・兼務）
生活全般に関する介護・相談及び援助
- (5) 看護職員 1 人以上（専従・兼務）
医療・保健衛生に関する業務
- (6) 管理栄養士 1 人以上（常勤・兼務）
献立・栄養指導に関する業務
- (7) 介護支援専門員 1 人以上（常勤・専従）
施設サービス計画の作成・管理
- (8) 機能訓練指導員 1 人以上（常勤・専従）
機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練業務

- (9) 事務員 1人以上（常勤・兼務）
庶務及び会計事務に関する業務

2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従業員を置く事ができる。

※ 職員は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護と兼務する。

（介護老人福祉施設の利用定員）

第 6 条 介護老人福祉施設の入居定員は、次の通りとする。

- (1) ユニット数 5 ユニット
(2) ユニットごとの入居定員 10 名

（介護老人福祉施設サービスの内容）

第 7 条 介護老人福祉施設のサービスは、次の通りとする。

- (1) 施設サービス計画の作成
(2) 入浴
(3) 栄養管理
(4) 排泄
(5) 離床、着替え、静養等の日常生活上の世話
(6) 口腔衛生の管理
(7) 機能訓練
(8) 健康管理
(9) 相談・援助
(10) 緊急時の対応

（入院期間中の取扱い）

第 8 条 入院期間中の取り扱いは次の通りとする。

- (1) 病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、おおむね 3 ヶ月以内に退院することが見込まれるときは、入居者及び家族の希望等勘案し必要に応じて適切な便宜を供与する。
(2) やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるようにする。
(3) 入院した場合、入居者及び家族の同意を得、空床利用型の短期入所生活介護の利用者が利用できるようにする。同意を得られない場合、施設サービス基準額と居住費基準額の支払いを受ける。

（利用料その他の費用の額）

第 9 条 介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護老人福祉施設が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に応じた額とする。

その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、事前に文章により、入居者・家族に説明し支払いに同意する旨の文章に記名押印を受ける。同意を得たものに限って実費に準じた額を徴収する。

① 居住費・食費

利用者負担段階	利用者負担額（1日あたり）	
	居 住 費	食 費
基準額	2,200 円	1,450 円

負担限度額認定証が発行されている方は、記載されている額を支払うものとする。

② その他

	料 金	備 考
嗜好等に関わる交通費	無 料	五 戸 町
		五戸町以外
嗜好等に関わる諸経費	実 費	公共交通機関を利用の場合
理 美 容	実 費	入場料等
ク ラ ブ 費	実 費	個人保管の作品材料費
出納貴重品管理費	1,000 円	
電 化 製 品	1ヶ月、各 600 円	テレビ・冷蔵庫

（入居者側がサービスの提供を受ける際に留意すべき事項）

第 10 条 居室、設備、器具は本来の用法に従って利用する。

- (1) 施設内は禁煙である。
- (2) 飲酒は常識の範囲内で行う。
- (3) 対人、対物に危害を加えたり、迷惑な騒音を発する場合は契約解除になる場合がある。
- (4) 事業所内での他の入居者及び従業員に対する宗教活動及び政治活動は行なわない。

（衛生管理等）

第 11 条 感染症又は食中毒の発生及びまん延防止の対応は次の通りとする。

- (1) 感染症及び食中毒発生防止のための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し年 2 回研修を行う。

（協力医療機関等）

第 12 条 入居者の症状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院及び協力歯科医療機関を定める。

（秘密保持等）

第 13 条 従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従業者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように措置を講じる。
- 3 入居者及び家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得る。

（苦情に対する対応）

第 14 条 サービス提供に関して発生した苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付担当者を置く。

- 2 苦情を受け付けた場合、改善策を検討するとともにその内容等を記録する。
- 3 内容により保険者等の関係機関等に報告する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 15 条 事故防止のため定期的に研修を行う。

- 2 事故が発生した場合、必要に応じて速やかに県、保険者、家族に連絡するとともに受診等必要な措置を講じる
- 3 入居者に対して賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。

(身体拘束の適正化の推進)

第 16 条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びにやむを得ない理由を記載する。

- 2 身体的拘束等適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体拘束等の適正化を図る為の対策を検討する委員会を 3 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者へ周知する。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年 2 回行う。

(記録の整備)

第 17 条 入居者に対するサービス提供に関する記録を整備し、その完結日から 5 年間保管する。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 入居者の人権の擁護、虐待の発生を防止するための対応は次の通りとする。

- (1) 虐待防止のための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対する研修を年 2 回行う。
- (4) 適切に実施するための担当者を置く。

(非常災害対策)

第 20 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は併設事業所を含めた従事者を当て、火元責任者には従業者を当てる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、災害協力隊を編成し任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・・・・・・・・年 2 回以上
 - ② 利用者、災害協力隊を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年 2 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画に関する事項)

第 21 条 災害や感染症の発生時において、同一敷地内にある事業所と共同し事業継続計画を策定し合同研修を年 2 回以上、訓練を年 1 回以上行う。

- 2 事業継続計画は適宜、見直しを図る。

(その他運営に関する留意事項)

第 22 条 従業員の資質向上を図るための研修の機会を設ける。

- (1) 従業員が医療、福祉関係の資格を有さない場合、認知症介護基礎研修を受講させるための措置を講じる。
- (2) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (3) 継続研修 年 2 回以上

(附則) この規程は、2024 年(令和 6)年 4 月 1 日より施行する。